

災害時における物資の調達に関する協定書

高 知 県
株式会社ローソン

災害時における物資の調達に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害等（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災住民等を救援するための物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時に物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達又は製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達又は製造が可能な物資とする。ただし、甲より乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことを勘案して、乙が物資の調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファックスその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙は、要請時点で可能な範囲において、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファックスその他の方法をもって連絡し、その後速やかに文書による手続を行うものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引渡しを受けものとする。
- 3 甲は、引渡し場所への物資運搬は、乙の指定業者が行うことをあらかじめ承諾する。
- 4 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を記載した書面により甲に提出するものとし、甲は、受領書を乙に提出するものとする。

- （1）引渡しの日時及び場所
- （2）引渡しに係わる物資の品目及び数量
- （3）その他必要な事項

（費用）

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲の負担とする。また、引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、乙が、乙の店舗（乙の加盟店を含む）に対して行う通常の配送業務に付随して物資の運搬を行う場合は乙の負担とし、当該通常の配送業務とは別に物資の運搬を行う場合は、甲が

負担するものとする。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

（費用の支払い）

- 第7条 甲が引渡しを受けた物資及び乙が行なった運搬等の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲から乙の指定口座に振り込みにより支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

- 第8条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

- 第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、使用する車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（その他）

- 第10条 乙は、自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

（協議）

- 第11条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
2 前項の協議にかかわらず、本協定に関して紛争が生じた場合には、甲及び乙は、東京地方裁判所を第一審とすることに合意するものとする。

（効力）

- 第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）

- 第13条 本協定を解約する場合は、甲、乙いずれか一方が、解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年11月22日

甲 高知県

高知県知事

乙 東京都品川区大崎1丁目11番2号

株式会社ローソン

代表取締役社長

物 資 発 注 書

平成 年 月 日

会社名 株式会社ローソン
代表取締役社長 新浪 剛史 様
担当部署
CCOオフィス

知 事 名

災害時における物資の調達要請について

「災害時における物資の調達に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第 4 条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※ 要請数量は、1 日あたり数量とする。

問い合わせ先

県 室 課

電話 — —

FAX — —

担当

高知県

「災害時
措置の状

1. 調達

発災直後

品 名

(調理不

おにぎ

弁 当

パ ン

飲料水

その他

下着類

軍手

カセッ

※その

(

(

(

注：協

司

2. 物

(

(

(

搬

物資可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

高知県知事 様

会社名 株式会社ローソン
担当部署 CCOオフィス

「災害時における物資の調達に関する協定」(第4条)に基づき、当社の(物資可能数量・措置の状況)を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品 名	調達可能数量	品 名	調達可能数量
(調理不要の食品)		(主食+副食品)	
おにぎり		おにぎり	
弁 当		弁 当	
パ ン		パ ン	
飲料水(お茶等)		缶 詰	
その他		カップラーメン	
		カップ味噌汁	
		飲料水(お茶等)	
		その他	
下着類() タオル() 懐中電灯() 乾電池() 軍手 () ちり紙() ろうそく() ウエットティッシュ() カセットボンベ() ※その他 () () () () () () () () () () () ()			

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

2. 物資の搬入場所・方法(いずれかに○をつける)

- ① 県災害対策本部まで当社が搬入する。
- ② 当社指定場所で 県に引渡し。
- ③ その他(県が指定する場所で引渡し等)

搬入方法(陸路、空路、海路)

連 絡 責 任 者 届

【 県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

